

Information 健康福祉課

介護保険料および後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収開始

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力災害により避難指示などが出された区域のうち、旧緊急時避難準備区域および平成26年12月31日までに解除された避難指示解除準備区域に居住していた方で、一定所得以下の個人または世帯は令和5年度における国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料について、本来の賦課額の2分の1を納めていただくこととなります。

介護保険料については、介護保険法第135条より、原則、年金からの天引きとなる特別徴収を開始いたします。介護保険料の対象者は、令和5年4月1日時点で広野町に住居のある65歳以上の第一号被保険者の方で、年金（老齢年金・退職年金、遺族年金および障害年金）の年額18万円以上を受給されている方となります。

後期高齢者医療保険料については、75歳以上または一定の障がいを持つ65歳以上の方で、年金の受給額が年額18万円以上かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。

年金からの特別徴収は、令和5年10月支給の年金から開始されます。

なお、これらに該当しない場合は普通徴収となります。支払い方法は納付書または口座振替となりますが、納め忘れの無いよう口座振替をご活用ください。

保険料や納期などについては、令和5年7月以降に送付しております「保険料納入通知書」でご確認ください。

特別徴収と普通徴収		
	対象者	納付方法
特別徴収	●老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方 *手続きは必要ありません	受給されている年金から自動徴収されます。
	●年金を受給されていない方 ●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●特別徴収の要件を満たしていても、以下の条件に該当する方 1. 令和5年4月1日以降に65歳になられた場合(介護保険料) 2. 令和5年4月1日以降に75歳到達または、65歳以上で一定の障がいをお持ちの場合(後期高齢者医療保険料) 3. 他の市町村から広野町へ転入された場合 4. 年度の途中で所得段階の区分が変更となった場合 5. 年金の再裁定などにより年金の種類や金額が変更された場合(特別徴収が継続される場合もあります。) 6. 年金の支払いが停止(一部停止)になった場合	納付書でのお支払いまたは口座振替となります。 □口座振替取り扱い金融機関については下記の通りです。 ・あぶくま信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・東邦銀行 ・福島さくら農業協同組合
普通徴収		

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されています。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされています。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住居票があった方(または世帯)(※)

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料(税)

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度・・・1/2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の一部負担金(利用者負担)

令和7年3月末まで・・・免除継続

令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住居票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住居票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

令和5年度 広野町物価高騰に係る緊急補助金のご案内

コロナ禍における原油価格や物価の高騰による影響を緩和するため、特に家計への影響が大きい生活困窮世帯などに対し、補助金を支給します。

■支給額 一世帯あたり1万円

■支給対象世帯

次の(1)、(2)および(3)を共に満たす世帯が補助金の対象となります。

(1) 市町村民税非課税世帯であること
令和5年6月1日時点で広野町に住居を有し、世帯全員の令和5年度「市町村民税均等割」が非課税であること。

(2) 次の要件のいずれかを満たす世帯であること

- ① 高齢者世帯
世帯員全員が65歳以上である世帯
- ② 障がい者世帯
世帯主または世帯員に次の要件を満たす者がいる世帯
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳の交付を受けた者
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
エ アからウに準ずる障がい者として町長が認める者

- ③ ひとり親世帯
18歳未満の児童を監護している配偶者のない父親又は母親とその児童のみで構成され、児童扶養手当を全額受給している世帯
- (3) 市町村民税均等割が課されている者の扶養親族などのみで構成される世帯でないこと

■手続きについて

10月上旬に支給対象世帯へ手続きに関する書類を送付いたしますので、必要事項をご記入いただき、必要書類を添付のうえ広野町健康福祉課までご提出ください。

ただし、税の修正申告などにより新たに支給対象世帯となる場合は、手続きに関する書類を送付いたしますので、広野町健康福祉課までお問い合わせください。

■手続き期限

令和5年11月30日(木)まで

■手続き先

必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113



相双文化発信センター遊戯交流会参加者募集

★日時 毎週水曜日 14:00~17:00

(令和5年6月14日~令和6年2月7日)

★場所 広野公民館 ☎0240-27-3244

(広野町中央1丁目1番地)

★お問い合わせ ☎080-5224-0105

将棋・麻雀などの遊戯を通して地域と世代を超えて交流しませんか?小学生以上居住地にかかわらずどなたでも参加できます!

令和5年度 地域経済政策推進事業費補助金(被災12市町村における地域のつながり支援事業)



無料!!

自分たちの町は自分たちで守る

広野町消防団 団員募集

広野町婦人消防隊 隊員募集



活動内容や待遇などの詳細は

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114